

環境カウンセラー登録制度実施規程の一部を改正する告示案 に対する 意見の募集(パブリックコメント)について

令和元年 9 月
環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室

環境カウンセラー登録制度実施規程の一部を改正する告示案について、広く国民の皆様から御意見をおうかがいするため、令和元年9月20日(金)から令和元年10月19日(土)まで、意見の募集(パブリックコメント)を実施いたします。

1. 意見募集対象
別添「環境カウンセラー登録制度実施規程の一部を改正する告示案」
2. 意見募集期間
令和元年9月20日(金)～令和元年10月19日(土)まで(必着)
3. 意見の提出方法

[意見提出用紙]の様式

【件名】環境カウンセラー登録制度実施規程の一部を改正する告示案に係る意見
※必ず上記の件名でお送りください。

[宛先] 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室
[氏名] (及び会社名/部署名)
[郵便場号・住所]
[電話番号]
[FAX番号]
[御意見]
＜該当箇所＞(環境カウンセラー登録制度実施規程の一部を改正する告示案の○ページ○行目を明記してください。)
＜意見内容＞(100字以内で記載)

以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子メール: 上記[意見提出用紙]の様式に従って、必ずメール本文にテキスト形式で記載してください(添付ファイルによる御提出はお受けできません。)
- (2) ファクシミリ: 上記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズ用の紙(1枚)に記載の上、提出してください。
- (3) 郵送: 上記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズ用の紙(1枚)に記載の上、提出してください。封筒に赤字で「環境カウンセラー登録制度実施規程の一部を改正する告示案への意見」と記載してください。

4. 意見提出先

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室 宛て

○電子メールの場合 sokan-kyoiku@env.go.jp

○ファクシミリの場合 03-3580-9568

○郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

5. 資料の入手方法

○インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口[e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

○担当課において配布

場所:東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室

(事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。)

6. 注意事項

○必ず「3. 意見の提出方法」に基づき御意見を提出してください。

○直接持参又は電話での御意見の提出はお受けできません。

○御意見は、日本語で御提出ください。

○御意見の内容は、100字以内で簡潔に記載願います。

○御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

○いただいた御意見については、住所、名前、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを御了承ください。

○意見募集要項に沿って提出されていない場合は、無効とさせていただきます。